

令和2年度 公益財団法人秋田県女性会館 第1回評議員会議事録

1 日 時 令和2年6月23日（火）午前10時から午前12時まで

2 会 場 秋田県女性会館第1実技研修室（アトリオン5F）

3 出席者 評議員現在数4名 定足数3名

[評議員出席者] 評議員 相場 郁子 評議員 伊藤 久子
評議員 佐々木和子 評議員 佐々木 正

（以上4名）

[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 庄内公子（以上2名）

[監事出席者] 監事 小林 章 監事 川越よし子（以上2名）

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 令和元年度公益財団法人秋田県女性会館事業報告について
第2号議案 令和元年度公益財団法人秋田県女性会館財務諸表等（案）について
第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

[報告事項]

- 令和2年度第1回理事会の決議内容について
- 令和2年度公益財団法人秋田県女性会館事業計画書及び収支予算書について
- 公益法人informationからの「事業報告等の提出」のご案内について
- その他

5 議事の経過の概要及びその結果

出席した評議員に了解された事務局案により、佐々木和子評議員が議長となり、本評議員会は、定款第18条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

なお、定款第21条による議事録署名人については、議長が出席評議員の同意を得て、相場郁子評議員と伊藤久子評議員を選出し、議事に入った。

[決議事項]

第1号議案 令和元年度公益財団法人秋田県女性会館事業報告について
第2号議案 令和元年度公益財団法人秋田県女性会館財務諸表等（案）について

第1号議案及び第2号議案について、代表理事及び業務執行理事より資料に基づき一括して説明が行われた後、小林章監事より事業及び収支会計に関する監査の結果が適切であったとの報告があった。その後質疑が行われ、第1号議案について出席評議員全員一致により了承された。第2号議案については、①貸借対照表（案）②正味財産増減計画書（案）③財務諸表に対する注記（案）④財産目録（案）についてそれぞれ原案どおり出席評議員全員一致により承認された。

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

第3号議案について、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、ここに至って基本財産の取り崩しはやむを得ないものとして、出席評議員全員一致により承認された。なお、資料の特定資産・流動資産の箇所にある注記の表記の仕方を一部修正する案を付言した。

[報告事項]

- 令和2年度第1回理事会の決議内容について

このことについて代表理事より資料に基づいて説明が行われた後、質疑が行われた。新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について、イベント中止や臨時休館等のこれまでの経過を報告するとともに、今後も抜かりなく対応し拡大防止に努めること、また、経営改善のためにこれまで受講料値上げや講師契約書による講師報酬の見直し等を実施するも赤字決算が続き、猶予できない状況を踏まえ、役職員が一丸となって収入増・支出減を図らなければならず、新経営改善計画の具体的実施に取り組み、理事会では新規事業の申請等に向けて間を空けずに継続して協議していくことが提言されたこと等が報告され、出席評議員全員に了承された。

○令和2年度公益財団法人秋田県女性会館事業計画書及び收支予算書について

このことについて代表理事及び業務執行理事より資料に基づいて説明が行われた後、質疑が行われ、出席評議員全員に了承された。

○公益法人informationからの「事業報告等の提出」のご案内について

このことについて代表理事より説明が行われた後、出席評議員全員に了承された。

○その他

評議員会の決議をする公益財団法人秋田県女性会館の諸規程の改定について、今後、改定案が整い次第、評議員会で協議をお願いしたい旨を代表理事が説明し、出席評議員全員に了承された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和2年 7月 31日

議長 佐々木 和子

議事録署名人 相場郁子

議事録署名人 伊藤久子